

## 浄化槽補助金申請，交付手続きの流れ

(以下の手続きのうち「1」「4」「7」が申請者の皆様に行っていただく手続きです。)

### 1 補助金交付申請

浄化槽補助金交付申請書（第1号様式）を環境指導課に提出してください。

(添付書類)

#### ■建築基準法に基づく手続きをされた場合（建築確認申請を伴う場合）

- ①建築確認通知書（確認済証）（し尿浄化槽概要書，事前調査に係る意見書を含む）の写し
- ②合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する登録証の写し
- ③登録制度に規定する登録浄化槽管理票（C票）
- ④型式適合認定書
- ⑤配置図（建物，槽，放流経路，道路位置明示）
- ⑥付近見取図（放流経路明示）
- ⑦住民票（補助金の請求までに提出）  
注）申請書の住所，氏名等は住民票のとおり記載してください。  
表記が異なると手続きが遅れ，補助金が受けられなくなる場合があります。
- ⑧補助金交付申請同意書（複数戸共同設置の場合）

#### ■浄化槽法に基づく手続きをされた場合（上記以外，トイレのみの改造の場合等）

- ①浄化槽設置届出書（事前調査に係る通知書含む）の写し
- ②合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する登録証の写し
- ③登録制度に規定する登録浄化槽管理票（C票）
- ④型式適合認定書
- ⑤配置図（建物，槽，放流経路，道路位置明示）
- ⑥付近見取図（放流経路明示）
- ⑦住民票（補助金の請求までに提出）  
注）申請書の住所，氏名等は住民票のとおり記載してください。  
表記が異なると手続きが遅れ，補助金が受けられなくなる場合があります。
- ⑧所有者の承諾書（借家の場合）
- ⑨補助金交付申請同意書（複数戸共同設置の場合）

### 2 中間検査（現場調査）

浄化槽設置の際に現場調査に伺います。

※ 適正に施工されていることを確認するための調査です。

**注意!**

中間検査の前に浄化槽の工事が行われた場合は，補助金交付の対象になりません。ご注意願います。

### 3 補助決定通知

補助金を交付するに適すると認められた申請者（補助対象者）に対し、補助予定額、交付の条件等を浄化槽補助決定通知書（第2号様式）により通知します。

### 4 工事完了届出

浄化槽設置工事完了届出書（第6号様式）を環境指導課に提出してください。

（添付書類）

- ①浄化槽保守点検業者との間で取り交わした業務委託契約書の写し
- ②浄化槽法第7条及び第11条に規定する法定検査申込受理書の写し
- ③浄化槽設置工事に係る明細書（浄化槽本体価格を含む。）及び請求書の写し
- ③基礎工事等の状況を示す写真
- ④浄化槽施工業者による当該設置工事の適正施工証明書

申請内容を変更する場合は、浄化槽変更等届出書（第5号様式）を提出してください。

### 5 完了検査（現場調査）

工事完了の確認調査に伺います。

※ 設置工事が適正に実施されたことを確認するための調査です。

### 6 補助金交付通知

完了検査により適正と認められた交付対象者（交付決定者）に対し、確定した補助金の額を浄化槽補助金交付通知書（第3号様式）により通知します。

### 7 浄化槽補助金交付請求

浄化槽補助金交付請求書（第7号様式）を環境指導課に提出してください。

（添付書類）

- ①振込依頼書兼振込済通知書（浄化槽補助金交付請求書と同じ印鑑を使用）
- ②その他本請求までに提出できなかった書類

### 8 補助金交付

#### 補助金の不交付について

中間検査、完了検査等の各審査段階において、補助金を交付するに不適と認められた場合は、浄化槽補助金不交付通知書（第4号様式）により通知します。